

第3回鹿児島市宿泊税検討委員会 議事録

1 開催概要

開催日時：令和7年10月24日（金）16時00分～17時40分

開催場所：ソーホーかごしまB・C会議室

- 内 容：
- 1 開会
 - 2 報告等
 - (1) 宿泊事業者へのアンケート調査結果の報告
 - (2) 第2回検討委員会の主な意見
 - 3 議事
 - (1) 事例等を踏まえた制度設計(案)等について
 - (2) 報告書の骨子（案）について
 - 4 その他
 - 5 閉会

出席者：	No	所属・役職等	氏名	
	1	鹿児島大学名誉教授	石塚 孔信	
	2	鹿児島市ホテル旅館組合理事長	淵村 文一郎	
	3	日本旅行業協会鹿児島県支部鹿児島県地区委員会支部長	山田 聡	※
	4	鹿児島商工会議所会頭	岩崎 芳太郎	※
	5	鹿児島観光コンベンション協会専務理事	池田 哲也	
	6	九州経済研究所執行役員企画戦略部長	藤田 聖二	

※山田委員は欠席。岩崎委員は商工会議所専務理事 山下 春洋 氏が代理

2 委員発言要旨

〈導入目的（使途）〉

- ・ 観光振興施策を実施する上では、宿泊者数を増加させる観点と消費単価を増加させる観点が重要であると考えており、事務局案では、消費単価を増加させる観点が不足している印象を受ける。
- ・ 導入自治体では、公衆トイレ環境の向上や観光客等の移動円滑化施策の推進などにも宿泊税は活用されており、使途のイメージに宿泊税が観光振興に資する幅広い事業（ハード・ソフト両面）に活用できることが分かるよう導入自治体の事例を参考に具体的な事業を加筆して欲しい。
- ・ ハード面よりも消費単価や宿泊者数を増加させるための観光プロモーション事業などのソフト事業に活用していただきたい。
- ・ 使途については、特別徴収義務者となる宿泊事業者の意向を十分に汲む必要があると考えるが、アンケート調査の回答率が30.6%と少なく宿泊事業者の理解が十分ではないという印象を受ける。
- ・ 宿泊税については、魅力向上、誘客促進、受入環境の充実のうち不足していると思われる取組に活用すべきではないか。
- ・ 特別徴収義務者である宿泊事業者からの理解・協力を得られるよう、宿泊事業者に直接的なメリットがあるような事業も実施すべきではないか。

〈税額（税率）〉

- ・ 特別徴収義務者の事務負担や分かりやすさなどを踏まえると一律定額制が望ましいのではないかと。
- ・ アンケート調査結果や税込見込額等を踏まえると特別徴収義務者の事務負担の観点からも一律定額制が望ましいのではないかと。
- ・ まずは、シンプルな制度（一律定額制）で制度を開始させ、見直しの際に、特別徴収義務者の意見や導入自治体の傾向等を踏まえて、改めて検討することが望ましい。

〈課税免除〉

- ・ 長崎市が「スポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者」を設けている特殊事情があるのか。
⇒離島が多いため。
- ・ 修学旅行生等に加え、長崎市と同様に、鹿児島も離島が多いことから、スポーツ大会等に参加するために市内に宿泊する者も課税免除として設けたいと考えるがいかがかと。課税免除対象者から申告があった場合に限り免除を認めることとすれば、特別徴収義務者の負担も軽減されるのではないかと。
- ・ 離島から来られるお客様は航空機代などの交通費負担もあるため、（宿泊税の）100円・200円は大きな差である。
- ・ 長崎市の前例もあるため、長崎市と同じ枠組みで制度設計すればよいのではないかと。
- ・ 修学旅行生等は教育活動の一環であり公益性があることや誘致の観点から設けてよいと思う。
- ・ スポーツ大会等については、対象者等の範囲の特定が困難であり、混乱を招くおそれがあるのではないかと。特別徴収義務者の事務負担を考慮し、まずは修学旅行生等に限定したシンプルなケースから制度を開始することが望ましいのではないかと。

〈特別徴収交付金〉

- ・ JTBのサービス（クレジットカード一括加盟店決済サービス）ではクレジットカード等の決済手数料は概ね2.58%～3.24%であり、事務局案の2.5%では宿泊事業者の負担が発生する。
- ・ 宿泊事業者側に負担が発生する場合、市ホテル旅館組合の組合員へも協力要請しづらい。
- ・ クレジットカードの決済手数料に加え事務手数料などを考慮し、4.0%とすることを検討いただきたい。
- ・ 本件については、宿泊事業者の代表者の意見を尊重すべきではないかと。

⇒いただいたご意見等を踏まえ再検討し、改めて、事務局案を提示させていただく（事務局）

＜宿泊税を活用する事業の明確化（見える化）＞

- ・ 一般会計にしなければならない理由は。

⇒特別会計とは、自治体が特定の事業を行う場合や、特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、一般会計から分離して別に収支経理を行う会計制度である。

基本的には、水道事業や交通事業、病院事業などが該当し、本市では公営事業に係る特別会計のほか「国民健康保険事業特別会計」や「介護保険特別会計」など、特定の事業に係る収支を管理するための特別会計が設置されている。

今回の宿泊税に関して、宿泊税収分に該当する観光事業は、本市の観光関連予算全体

（約６５億円）に対しその一部（約８億円）であること、また、宿泊税活用事業について

は、一般会計においても、用途を公表する予定であることから、宿泊税活用事業のみを対象とした特別会計を新たに設ける必要性は低いものとする。（事務局）

＜宿泊税の導入目的（用途）に適した事業への活用＞

- ・ DMOへ一定の枠として財源を配分できないのか。DMOにおいて宿泊税活用事業の効果検証できる仕組みづくりが重要である。

⇒宿泊税は一元的には自治体の財源になるものであり、直接DMOに配分されるものではなく、また、宿泊税をDMOへ支出するには、自治体の財源となった後、議会の議決によって承認される必要がある。

それらを踏まえて、導入自治体のうち登録DMOがある自治体においては、DMO事業へ宿泊税を活用する場合、事業実施前年度にDMOから市へ予算案等を提出し、市との調整・協議等を経て、事業実施年度に市からDMOへ補助金等を交付しており、本市においても、同様のスキームを想定している。（事務局）

- ・ 地域課題にタイムリーかつ柔軟に対応するためには、一定の財源枠が必要であり、その財源枠の活用については、DMOがWG等の協議を基に考えていく必要があると考えている。
- ・ 宿泊税は一元的には市の財源になるものであり、直接DMOに配分されるものではないことについては理解しているが、DMOの活動のためにも配慮いただきたい。